

【指定管理者モニタリング評価について】

1 モニタリングの目的

指定管理者制度導入施設のモニタリング（以下単に「モニタリング」という。）とは、市が、指定管理者による公共サービスの履行に関し、協定等に従い適切かつ確実にサービスの提供がなされているかを確認する手段として位置付けています。

モニタリング結果を踏まえ、市は指定管理者に対して必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

2 モニタリングの必要性

指定管理者制度を導入した施設の管理運営状況について、事業報告書及び実地調査等により明らかとなった課題、問題等を市と指定管理者が共有しながら改善につなげていく必要があります。

モニタリングを怠れば、重大な事故・事件の予兆を見逃したり、利用者サービスの水準の低下を招いたりするおそれもあります。また、施設の維持管理が不適切であったために修繕費が増大するなど、結果として行政コストが高くなることも考えられます。

3 モニタリングの客観性の確保等

モニタリング結果は様々な場面で活用されることから、一定の客観性・信頼性を確保する必要があります。たとえば指定管理者自身や指定管理者制度を導入した市の所管部局が、当該施設の管理運営について良い評価をしても、サービスを受ける利用者がその評価を否定するようでは、モニタリング結果についての信用性が問われることになりかねません。

このため、モニタリングの実施に当たっては、当該施設の指定管理者が実施した利用者アンケート結果や、個別に寄せられた意見等を踏まえた上で、まずは指定管理者が運営状況等を自己評価し、次に施設所管部局が指定管理者自己評価の根拠等を確認した上で、改めて各項目に対する評価を行いました。

4 モニタリングの実施方法等

(1) 対象施設

指定管理者制度を導入しているすべての施設としました。

※ただし、(3)に該当する施設は、モニタリングを省略しています。

(2) 評価項目

施設所管課が当該施設の設置目的、性格等に応じて評価項目を設定しました。

(3) モニタリングの省略

以下に該当する場合は、安曇野市公の施設指定管理者審査委員会の了解を得た上で、モニタリングを省略することができることとしました。

① 指定管理者に変更があった場合

モニタリング対象事業年度の翌年度に指定管理者が変更となった場合又は対象事業年度中において6カ月を経過せずに指定管理者が変更となった場合

② 施設の目的に変更があった場合

モニタリング対象事業年度の翌年度から又は対象事業年度中において、施設が廃止・休止された場合又は施設の性格が大幅に変更（設置目的の変更など）された場合

③ その他モニタリングを省略することについて相当の理由がある場合

(5) 評価の基準

モニタリング評価結果の基準は次のとおりです。

【評価の基準】

A	優れている。市が期待する水準を上回っている。
B	適切である。市が期待する水準を達成している。
C	一部改善等が必要である。市が期待する水準を下回っている。

(6) モニタリング制度の見直し

今後、モニタリングの実効性をより高めていくため、市民や指定管理者審査委員会等の意見を参考にしつつ、実施方法等について随時見直しを図ります。

平成 25 年度の実施分から評価シートを簡略化し、評価の基準を見直しました。

【評価の基準】

S	チェック項目をすべて満たしており非常に高く評価できる。
A	チェック項目をほぼ満たしており適切であると評価できる。
B	チェック項目の一部しか満たしておらず改善が求められる。
C	チェック項目を一つも満たしておらず改善が求められる。
—	施設の性格上評価が不要であるもの。